第三十七条第一項の表第二十三条第一項の項を次のように改める。

第二十三条第一項	運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関」という。	以下「個人型運用関連運営管理機関」という。
企業型年金規約		個人型年金規約（第五十六条第三項に規定する個人型年金規約をいう。以下同じ。）

第三十八条第一項中「第十六条第一項」を「第十六条」に改める。

第四十六条の二第一項中「の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき、又は当該企業型年金が終了した」を「において、その加入者の資格の喪失又は当該企業型年金の終了が見込まれる」に改め、「ついて」の下に「、当該加入者の資格の喪失又は当該企業型年金の終了が見込まれる日までに」を加え、「喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であった者（次項において「企業型年金加入者資格喪失者」という。）」を「喪失することが見込まれる者又は当該企業型年金が終了することとなる日において当該企業型年金の企業型年金加入者等である者」に改め、同条第二項中「企業型年金加入者資格喪失者であるもの」を「もの（当該企業型年金の加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であった者に限る。）」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四十四号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第六条第二項、第三十四条第六項、第四十条第一項ただし書及び第十二項並びに第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（令和七年改正法附則第六条第二項の政令で定める場合等）

第一条　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（以下「令和七年改正法」という。）附則第六条第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　令和七年改正法附則第六条第二項に規定する死亡一時金の支給事由が生じた日が令和八年三月三十一日以前である場合

二　令和七年改正法附則第六条第二項に規定する父又は母が、同項に規定する死亡一時金（その支給事由が生じた日が令和八年四月一日以後であるものに限る。）の支給を受けた場合であって、かつ、令和十年四月一日以後に同項に規定する子と生計を同じくしなくなった場合

2　令和七年改正法附則第六条第二項に規定する遺族基礎年金は、前項第二号に掲げる場合に該当するに至ったとき（初めて当該場合に該当するに至ったときに限る。）は、同条第一項の規定にかかわらず、令和十年四月から当該場合に該当するに至った日の属する月までの分の支給を停止する。

3　令和七年改正法附則第六条第二項に規定する子が二人以上である場合においては、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、それぞれの子について適用する。

（承継企業年金基金の成立の際、石炭鉱業年金基金から承継される権利及び義務）

第二条　令和七年改正法附則第三十四条第六項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第十六条から第十八条までに規定する坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務

二　石炭鉱業年金基金（石炭鉱業年金基金法第二条に規定する石炭鉱業年金基金をいう。）に所属する土地、建物、工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。）及び物品に関する権利及び義務

三　石炭鉱業年金基金法第十六条から第十八条までに規定する坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給に係る業務に関する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のもの

（任意加入被保険者の特例に係る資格の取得及び喪失）

第三条　令和七年改正法附則第四十条第一項ただし書の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

三　昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

四　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち退職共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

五　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

六　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

七　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金